

## GLASIAOUS コンソーシアム会員規約

### 第1条 (名称)

1. コンソーシアムの名称は GLASIAOUS コンソーシアム (以下、「本コンソーシアム」という) とする。

### 第2条 (目的)

1. 本コンソーシアムは、ビジネスエンジニアリング株式会社が開発するソフトウェアを活用してクラウドサービスとして提供される「GLASIAOUS」サービス (以下、「GLASIAOUS」という) を通じ、事業会社における事業展開を支援することを目的とする。
2. 本コンソーシアムは、会員により構成される。会員の種別は、第8条2項に定めるとおりとする。
3. 会員は、社会イノベーションや新サービスの開発及び提供につき、組織風土、経営方針、経験等の異なる複数の会員により、会員相互の信頼と協調に基づきその提供と安定的推進に共同して当たることを約する。

### 第3条 (活動)

1. 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するために次の活動を行う。
  - (1) 会員相互の情報交換、意見交換および共同研究を目的として、次に掲げるワーキンググループを設置および運営すること
    - ① 戦略ワーキンググループ
    - ② 機能ワーキンググループ
    - ③ その他、運営委員会が設置を決定したワーキンググループ
  - (2) 本コンソーシアムを主体として、次に掲げる対外的活動を行うこと
    - ① マーケティング・プロモーションの実施
    - ② セミナー開催、展示会等への参加
    - ③ その他、運営委員会が実施を決定した対外的活動
  - (3) その他、前条の目的を達するために必要な活動

### 第4条 (総会)

1. 本コンソーシアムの総会 (以下、「総会」という) は、第8条2項に定める正会員をもって構成される。総会は、本コンソーシアムの運営委員会 (以下、「運営委員会」という) の決議または正会員の過半数の要求により招集される。総会の議長は、本コンソーシアムの運営委員長 (以下、「運営委員長」という) がこれを務める。総会の決議は、出席した正会員の過半数の賛成をもって行われる。
2. 次の事項については、総会の決議により定める。
  - ①本コンソーシアムの運営委員 (以下、「運営委員」という) の選任および解任。
  - ②本コンソーシアムの運営に関する基本方針の決定。
  - ③本規約の改正。

④本コンソーシアムの解散。

## 第5条 (運営委員会)

1. 運営委員会は、総会の決議により正会員の中から選任された10名以下の運営委員により構成される。運営委員会は、運営委員長または運営委員の過半数の要求により招集される。運営委員会の議長は、運営委員長がこれを務める。運営委員会の決議は、出席した運営委員の過半数をもって行われる。
2. 次の事項については、運営委員会の決議により定める。
  - ①運営委員長（1名）および運営副委員長（1名）の選任。
  - ②総会の招集。
  - ③本コンソーシアムの業務執行に関する意思決定。
  - ④本コンソーシアムの活動計画の決定。
  - ⑤各ワーキンググループの設置および運営方針の決定。
  - ⑥各ワーキンググループによる報告の受領。
  - ⑦総会により決定権限を委譲された事項。
  - ⑧その他、本規約に定める事項。

## 第6条 (運営委員)

1. 運営委員長は、本コンソーシアムを代表して運営委員会で決定された事項、運営委員会により決定権限を委譲された事項、その他本規約に定める事項を執行する。
2. 運営委員長、運営副委員長および運営委員（以下「運営委員長等」という）の任期は、就任の日から1年とする。ただし、重任は妨げないものとする。運営委員長等は、任期満了までに次の運営委員長等が選任されなかったときは、次の運営委員長等が選任されるまで、引き続きその職務を行うものとする。
3. 運営委員長等は、運営委員会の許可を得て、辞任することができる。

## 第7条 (運営事務局)

1. 本コンソーシアムの運営事務局（以下、「運営事務局」という）は、ビジネスエンジニアリング株式会社が務めるものとする。運営事務局は、運営委員会から委託される本コンソーシアム運営上の庶務的事項、その他本規約に定める事項を行う。

## 第8条 (入会)

1. 本コンソーシアムの会員として入会を希望する者は、運営委員会の定める「入会申込書」を運営事務局に提出するものとする。運営委員会が入会を承認した場合、当該承認日をもって入会日とする。
2. 会員の種別は以下のとおりとし、入会を希望する者は「入会申込書」においてその種別を選択するものとする。
  - ①正会員：第3条に定める本コンソーシアムの活動に参加し、第4条に定める総会を通じて本コンソーシアムの意思決定に参画する企業および団体
  - ②賛助会員：第3条に定める本コンソーシアムの活動に参加する企業および団体

## 第9条 (退会)

1. 会員が、本コンソーシアムを退会しようとする場合は、運営委員会の定める「退会届出書」を運営事務局に提出するものとする。運営事務局が当該退会届を受領した日をもって退会日とする。
2. 運営委員会は、会員が本規約を遵守しないときまたは本コンソーシアムの名誉を毀損する行為があったとき若しくは次の各号の一に該当すると認められるときは、当該会員を退会させることができる。当該会員が退会処分の通知を受領した日をもって退会日とする。
  - (1) 会員または会員の代表者・役員・従業員・経営に実質的に関与している株主等（以下、総称して「関係者」という。）が、反社会的勢力（暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係者、総会屋を含むがこれらに限られない。）に該当するとき、反社会的勢力に該当していたとき、反社会的勢力と社会的に非難される関係を有しているとき、その他反社会的勢力との間で密接な関係や交流を有するとき。
  - (2) 会員の関係者が、本コンソーシアム活動において、会員の関係者または第三者を利用し、脅迫的な言動または暴力を用いる行為、偽計もしくは威力を用いて信用を毀損しまたは活動を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行ったとき。

## 第10条 (会員等の秘密保持義務)

1. 本コンソーシアムの活動において会員および運営事務局（以下、「会員等」という）が他の会員等に対して開示する情報（個人情報を含む）、知識、経験、その他これらに類する一切の情報（形態が書面または口頭によるを問わず、文書、図面、仕様書、電子メール、電子記録媒体その他一切の資料を含む）は、次の各号の一に該当するものを除き、秘密情報とする。
  - (1) 当該情報を開示された者（以下、「受領者」という）が開示を受けた際、既に知っていた情報
  - (2) 受領者が開示を受ける以前に適法に保有していた情報
  - (3) 開示時において既に公知のもの、または受領者の責によらずして公知となった情報
  - (4) 受領者が第三者から秘密保持義務を負わされることなく受け取った情報
  - (5) 当該情報を開示した者（以下、「開示者」という）が第三者に対し秘密保持義務を負わせることなく開示した情報
  - (6) 受領者が秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
  - (7) 受領者が裁判所の判決、決定もしくは命令、または法令の定めにより第三者に対する開示を強制された情報
2. 会員等は、開示者の同意を得た場合を除き、秘密情報を本コンソーシアムの活動以外のいかなる目的にも使用してはならず、また、会員以外のいかなる者に対しても開示または漏洩してはならない。
3. 会員等は、秘密情報を善良なる管理者の注意をもって取扱うものとし、本コンソーシアムの活動に必要な範囲を超えて複製、改変が必要なときは、開示者の同意を得

なければならない。

4. 秘密情報は開示者の財産であり、本コンソーシアムの活動における開示によって、営業秘密、著作権またはその他の権利に基づくいかなる許諾も与えられないものとする。
5. 会員等は、本コンソーシアムの退会后および本コンソーシアムの終了後も、前各項に定める秘密保持義務を遵守しなければならないものとする。
6. 本規約の規定にかかわらず、ビジネスエンジニアリング株式会社は GLASIAOUS の開発、販売等を推進する目的で、秘密情報を任意に利用、複製、改変等を行うことができるものとする。

#### 第 11 条（本規約の発効日）

1. 本規約は、2017 年 7 月 10 日より発効する。

2019 年 10 月 1 日 改正

2020 年 2 月 1 日 改正